

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十七号

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第一条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年
広島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

教 育 職 給 料 表 (イ)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	1	153,600	169,500	258,200	287,300	405,500
	2	155,100	171,600	260,700	289,900	407,000
	3	156,600	173,700	263,000	292,800	408,500
	4	158,100	175,900	265,400	295,400	410,000
2	5	159,800	177,900	268,000	297,900	411,400
	6	161,700	180,100	270,400	300,300	412,800
	7	163,500	182,300	272,600	302,700	414,300
	8	165,300	184,500	274,800	305,100	415,900
3	9	167,100	186,800	277,200	307,600	417,300
	10	169,200	189,600	279,500	310,300	418,700
	11	171,200	192,300	281,900	313,000	420,100
	12	173,200	195,000	284,200	315,900	421,400
4	13	175,200	197,900	286,600	318,500	422,700
	14	177,400	199,600	288,700	320,500	424,100
	15	179,600	201,200	290,700	322,600	425,500
	16	181,800	202,900	292,700	324,900	426,900
5	17	184,100	204,700	294,900	327,200	428,100
	18	186,700	206,400	297,500	329,400	429,400
	19	189,200	208,100	300,000	331,700	430,600
	20	191,700	209,700	302,700	333,900	431,900
6	21	194,200	211,500	305,200	336,200	433,000
	22	195,900	213,400	307,800	338,400	434,200
	23	197,600	215,300	310,200	340,700	435,500
	24	199,300	217,200	312,900	343,000	436,800
7	25	200,800	218,900	315,500	345,000	438,100
	26	202,400	220,900	317,800	346,800	439,300
	27	204,000	222,900	320,200	348,700	440,300

28	205,500	224,900	322,500	350,600	441,400
29	207,200	226,800	324,800	352,500	442,600
30	208,900	229,500	326,800	354,300	443,400
31	210,600	232,200	329,000	356,000	444,200
32	212,300	234,900	331,200	357,900	445,100
33	213,800	237,500	333,300	359,600	446,000
34	215,500	240,300	335,400	361,300	446,500
35	217,200	242,900	337,500	363,000	447,000
36	218,900	245,600	339,500	364,800	447,500
37	220,400	248,100	341,600	366,700	448,000
38	222,100	250,600	343,500	368,200	
39	223,800	253,100	345,500	369,800	
40	225,500	255,500	347,400	371,400	
41	227,100	258,200	349,300	372,700	
42	228,800	260,600	351,100	374,100	
43	230,400	262,800	352,900	375,500	
44	232,000	265,000	354,600	377,000	
45	233,700	267,200	356,400	378,500	
46	235,200	269,400	358,100	380,100	
47	236,600	271,600	359,700	381,700	
48	238,000	273,700	361,300	383,200	
49	239,400	276,000	362,700	384,600	
50	240,800	278,000	364,200	386,100	
51	242,300	280,000	365,800	387,600	
52	243,500	282,000	367,400	389,000	
53	244,700	283,900	368,900	390,200	
54	246,100	286,400	370,400	391,500	
55	247,400	288,700	371,900	392,600	
56	248,600	291,200	373,400	393,700	
57	249,900	293,400	374,900	395,100	
58	251,100	295,900	376,300	396,300	
59	252,200	298,300	377,700	397,500	
60	253,400	301,000	379,000	398,800	
61	254,800	303,400	379,900	400,000	
62	256,100	305,800	381,100	401,000	
63	257,300	308,300	382,300	402,400	
64	258,300	310,700	383,400	403,700	
65	259,300	313,100	384,300	404,900	
66	260,700	315,300	385,500	406,000	
67	262,200	317,400	386,500	407,200	
68	263,700	319,600	387,600	408,300	
69	265,300	321,900	388,800	409,300	
70	266,800	324,000	389,800	410,500	
71	268,300	326,200	390,900	411,700	
72	269,800	328,200	392,100	412,900	
73	271,000	330,400	393,100	413,500	
74	272,200	332,500	394,200	414,300	
75	273,500	334,700	395,300	415,000	
76	274,800	336,900	396,400	415,500	
77	276,200	338,700	397,300	415,800	
78	277,300	340,600	398,200	416,200	
79	278,500	342,500	399,200	416,600	
80	279,700	344,300	400,200	417,000	

再任用職員以外の職員

81	281,000	346,100	401,000	417,300
82	281,900	347,900	401,800	417,700
83	283,100	349,600	402,500	418,100
84	284,300	351,400	403,300	418,400
85	285,300	352,800	404,000	418,700
86	286,200	354,400	404,800	419,100
87	287,200	355,900	405,500	419,500
88	288,200	357,400	406,200	419,800
89	289,300	358,800	406,800	420,100
90	290,200	360,100	407,500	420,400
91	291,100	361,500	408,000	420,700
92	292,000	362,900	408,700	420,900
93	292,500	364,400	409,100	421,100
94	293,200	365,700	409,500	
95	293,900	367,000	409,800	
96	294,700	368,200	410,100	
97	295,500	369,200	410,400	
98	296,300	370,200	410,700	
99	297,100	371,200	411,000	
100	297,800	372,200	411,200	
101	298,700	373,100	411,400	
102	299,200	374,100	411,700	
103	299,700	375,100	412,000	
104	300,200	376,100	412,200	
105	300,400	376,900	412,400	
106	300,800	377,800	412,700	
107	301,100	378,700	413,000	
108	301,300	379,700	413,200	
109	301,500	380,500	413,400	
110	301,700	381,500	413,700	
111	302,000	382,500	414,000	
112	302,300	383,500	414,200	
113	302,500	384,100	414,400	
114	302,700	385,000	414,700	
115	302,900	385,900	415,000	
116	303,200	386,800	415,200	
117	303,500	387,600	415,400	
118	303,800	388,300		
119	304,100	389,100		
120	304,400	389,900		
121	304,500	390,500		
122	304,700	391,300		
123	305,000	392,000		
124	305,300	392,700		
125	305,500	393,300		
126		394,000		
127		394,500		
128		395,100		
129		395,800		
130		396,400		
131		396,900		
132		397,400		
133		397,700		
134		398,000		

135	398,300
136	398,600
137	398,900
138	399,200
139	399,500
140	399,800
141	400,100
142	400,400
143	400,700
144	401,000
145	401,200
146	401,500
147	401,800
148	402,000
149	402,200
150	402,500
151	402,800
152	403,000
153	403,200
154	403,500
155	403,800
156	404,000
157	404,200
再任用職員	224,000
	269,900
	296,900
	323,200
	404,000

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第二条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号イ中「別表」を「別表第一」に改め、同条第二項第一号イ中「及び中学校」を「又は中学校」に改め、同号ロ中「並びに市町立の中等教育学校の前期課程及び」を「市町立の中等教育学校で前期課程を置くものに勤務する校長並びに市町立の中等教育学校の前期課程に勤務する教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（これらの者のうち、イの教育職給料表(イ)の適用を受ける者を除く。）並びに市町立の」に改め、「（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）」及び「（これらの者のうち、中等教育学校の前期課程に勤務する者にあつては、イの教育職給料表(イ)の適用を受ける者を除く。）」を削り、同項第二号中「及び特別支援学校」を「又は特別支援学校」に改め、同項第三号中「及び特別支援学校並びに」を「若しくは特別支援学校又は」に改め、同条第三項中「し、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事委員会が定める」を「する」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前項の職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務（以下「基準となる職務」と

いう。)の内容は、別表第二に定めるとおりとし、同表の各表に定める基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれ、当該基準となる職務と同一の職務の級に分類されるものとする。

第五条第二項中「職員を」を「職員（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるものを除く。）を」に、「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるものその他人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でこれに相当するものとして」を「給与条例第十七条の三第一項に規定する管理監督職員に相当する職員のうち」に改め、同条第三項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるものその他人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でこれに相当するものとして」を「給与条例第十七条の三第一項に規定する管理監督職員に相当する職員のうち」に改める。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第三条関係）

等級別基準職務表

第一 教育職給料表(イ)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	1 市町立の小学校、中学校又は中等教育学校の助教諭又は講師の職務 2 市町立の小学校又は中学校の養護助教諭の職務
二級	1 市町立の小学校、中学校又は中等教育学校の教諭の職務 2 市町立の小学校又は中学校の養護教諭又は栄養教諭の職務
特二級	市町立の小学校、中学校又は中等教育学校の主幹教諭又は指導教諭の職務
三級	市町立の小学校又は中学校の教頭の職務
四級	市町立の小学校又は中学校の校長の職務

第二 教育職給料表(ロ)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	1 市町立の高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の助教諭又は講師の職務 2 市町立の中等教育学校又は特別支援学校の養護助教諭の職務 3 市町立の特別支援学校の寄宿舎指導員の職務
二級	1 市町立の高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭の職務 2 市町立の中等教育学校又は特別支援学校の養護教諭又は栄養教諭の職務

	3 市町立の特別支援学校の高度の知識又は経験を必要とする業務を行う寄宿舎指導員の職務
特二級	市町立の高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務
三級	市町立の高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教頭の職務
四級	市町立の高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長の職務

第三 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	市町立の小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校の主事の職務
二級	市町立の小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校の事務主任の職務
三級	市町立の小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校の事務長又は事務主幹の職務
四級	市町立の小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校の総括事務長の職務

第四 医療職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	市町立の小学校、中学校、中等教育学校若しくは特別支援学校又は共同調理場の栄養士の職務
二級	市町立の小学校、中学校、中等教育学校若しくは特別支援学校又は共同調理場の栄養主任の職務
三級	市町立の小学校、中学校、中等教育学校若しくは特別支援学校又は共同調理場の栄養主幹の職務

附則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに次条、附則第三条及び附則第六条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の市町給与条例」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第二条 平成二十八年四月一日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うこと

とができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第三条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

(給与の内払)

第四条 改正後の市町給与条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の市町給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(平成二十六年広島県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「が同日」を「(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年広島県条例第二十七号)附則第三条の規定による給料を支給される職員にあっては平成二十八年三月三十一日において受けていた給料月額)が切替日の前日」に改め、同条第四項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第五項を削る。